

いのちを育む妊産婦の危機

～自殺の実態と今後の課題～

2025年7月9日（水）

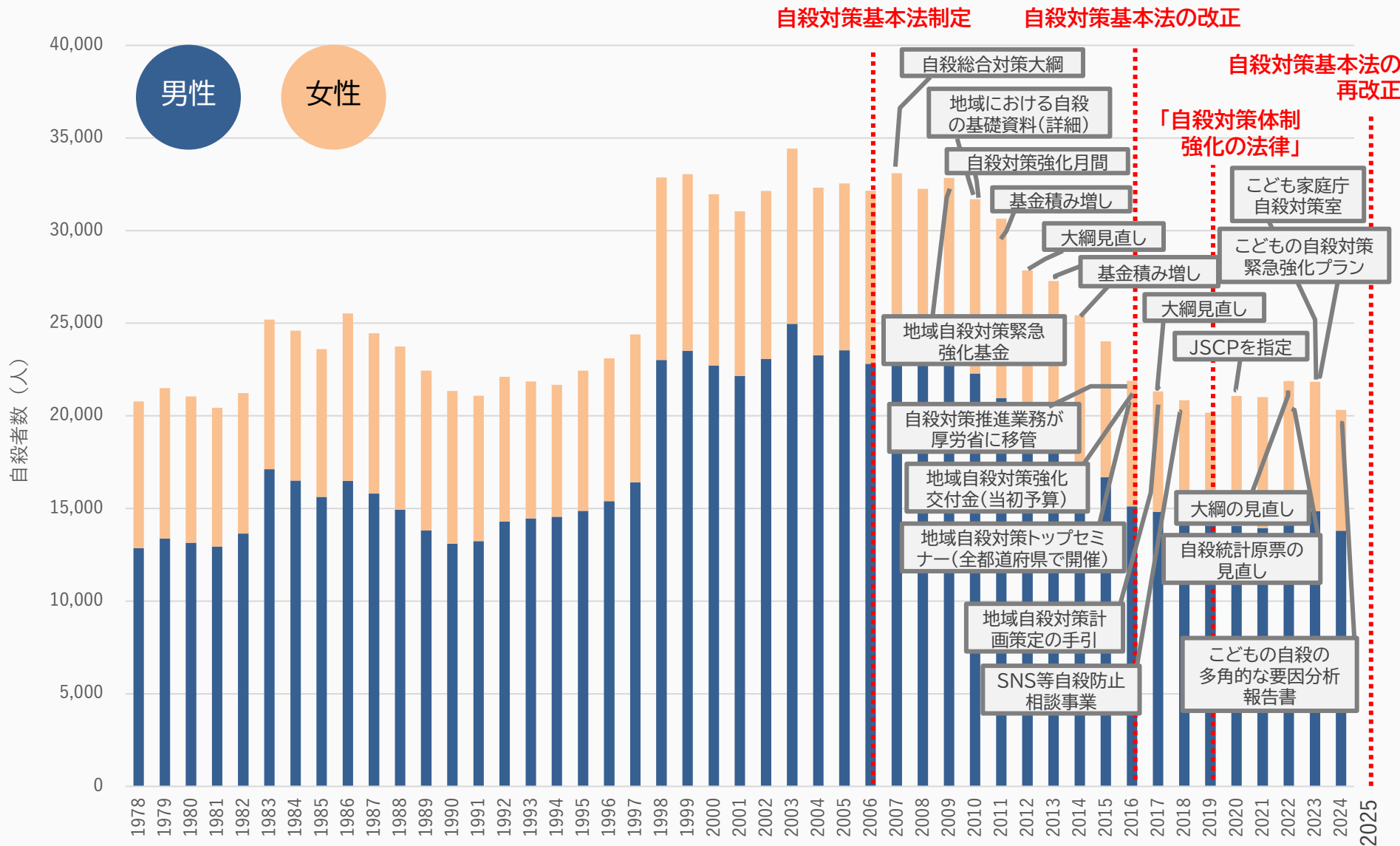


公益社団法人 **日本産婦人科医会**
Japan Association of Obstetricians and Gynecologists



厚生労働大臣指定法人・一般社団法人
いのち支える自殺対策推進センター
(JSCP)

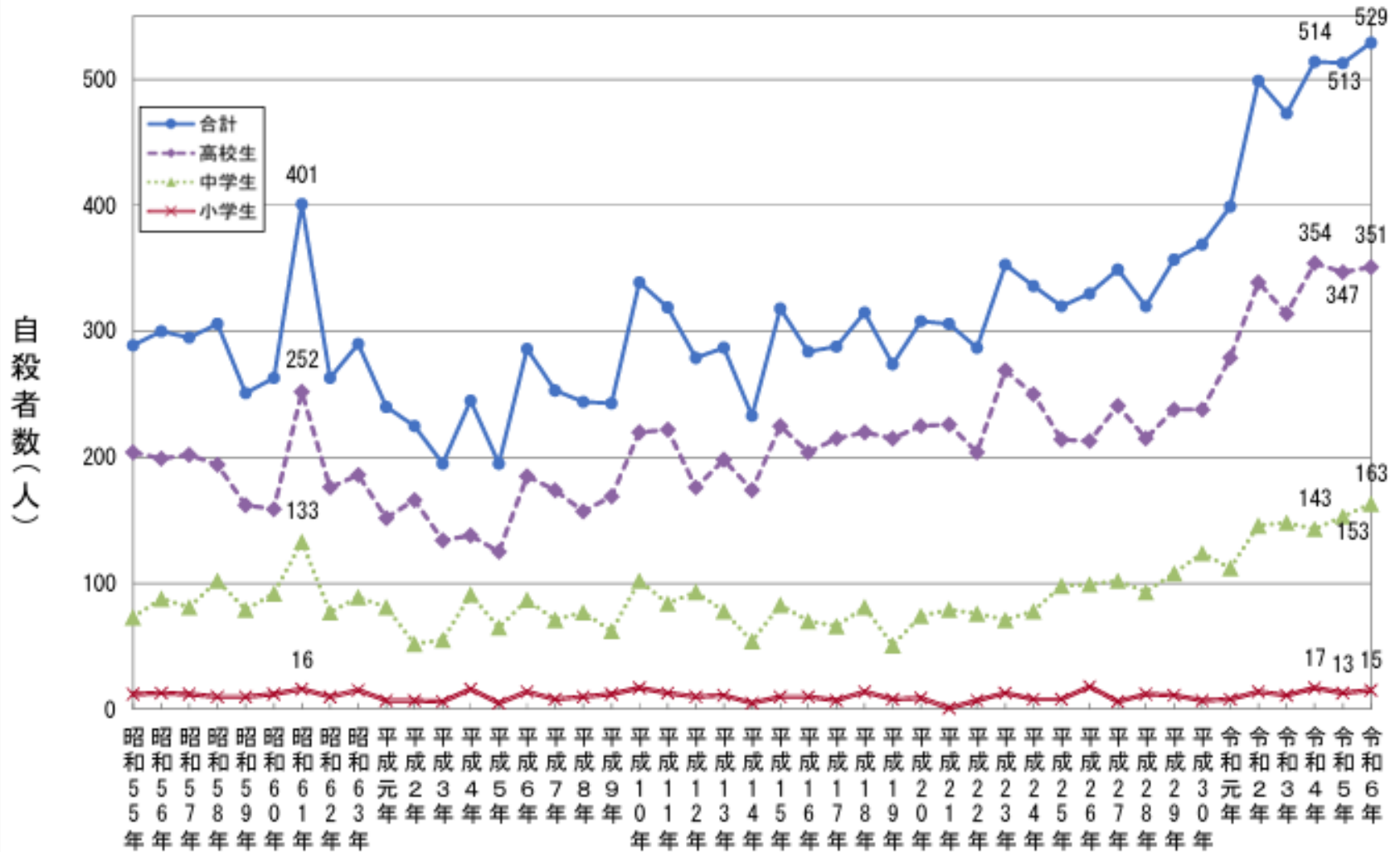
自殺対策をめぐる主な動き



※グラフは、厚生労働省、警察庁「令和6年中における自殺の状況」よりJSCP作成
※主な動きは、厚生労働省「地域自殺対策計画策定の手引」を参考にJSCP作成

こどもの自殺が極めて深刻

図表 3-1 小中高生別自殺者数の年次推移



厚生労働省、警察庁「令和6年中における自殺の状況」より引用

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。
令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。
10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

警察庁 自殺統計について

- 死因が自殺と判断された際に、亡くなられた方の年齢、性別、職業、推測される自殺の原因・動機などについて、警察が自殺統計原票（以下「自殺統計」という）を作成する
- 2022年1月より、女性の自殺者については、妊娠中あるいは産後（1年以内）に該当することが把握された場合、その状況に関して記録されるようになった
- 本資料は、日本産婦人科医会*1の助言の下、いのち支える自殺対策推進センター*2（JSCP）が自殺統計の分析を行い、両者が協働して妊産婦の自殺を防ぐための基礎資料としてまとめたものである

*1 日本産婦人科医会：

母子の生命健康を保護するとともに、女性の健康を保持・増進し、もって国民の保健の向上に寄与することを目的とし、これに賛同する産婦人科医師等によって組織される。2010年より、妊産婦死亡登録事業を実施し、会員から報告された妊産婦死亡を検討して予防策などを提案している。妊産婦の自殺を防ぐための啓発活動にも力を入れている。

*2 いのち支える自殺対策推進センター：

2020年より「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」（令和元年法律第32号）第4条第1項に基づき、法第5条に規定する業務を行う者として厚生労働大臣の指定を受け、自殺対策の実施に資する様々な調査研究等の活動を行っている。

妊産婦（妊娠中および産後1年以内）の自殺者数（2022年～2024年）

※「妊産婦死亡」における妊産婦の定義（妊娠中および産後42日未満まで）とは異なる

妊娠中

または

産後1年以内

162人 / 3年間

令和4年（2022年）

65人

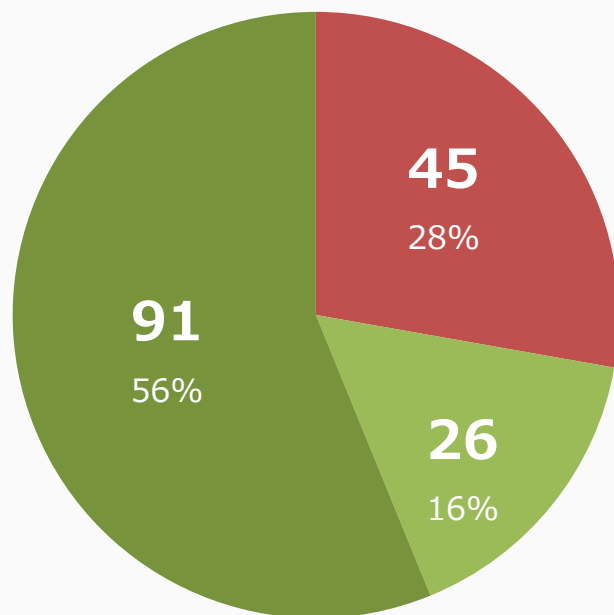
令和5年（2023年）

53人

令和6年（2024年）

44人 ▼

50歳未満の女性自殺者
（8,804人）のうち約2%

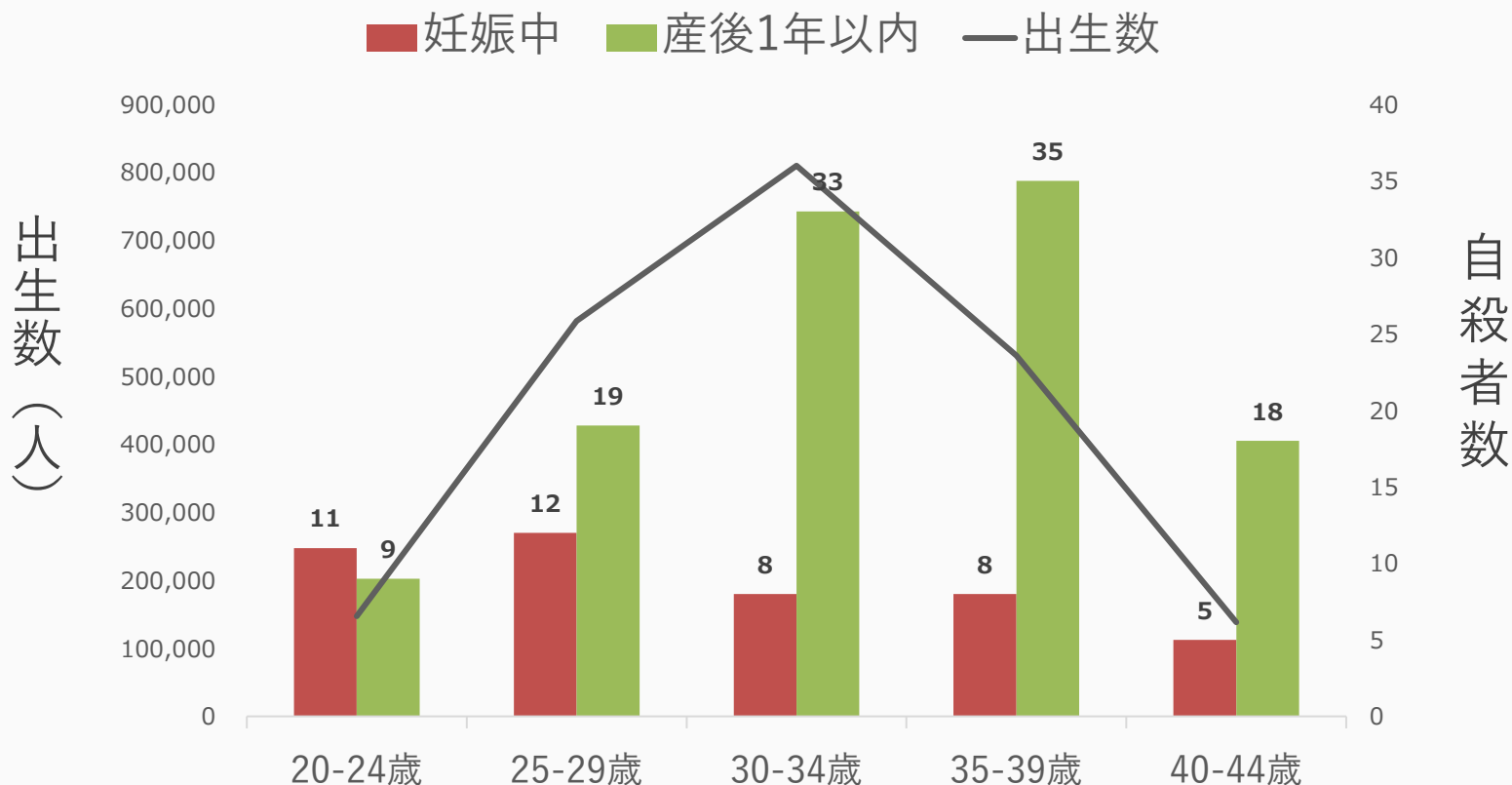


- 妊娠中
- 産後2か月以内
- 産後3か月～1年

（警察庁 自殺統計よりJSCP作成）

自殺者数と出生数（母の年齢別）

令和4年～令和6年
(2022年～2024年)



(警察庁 自殺統計、厚生労働省 人口動態統計よりJSCP作成)

※妊娠中および産後の自殺者数の合計が3人以下であった年齢層は、グラフに掲載していない

※グラフの左軸の出生数は(2022年の出生数) + (2023年の出生数) × 2 で算出した(2024年の年代別出生数「確定数」未公表のため)

妊産婦（妊娠中および産後1年以内）の自殺死亡率

※「妊産婦死亡」における「妊産婦の定義（妊娠中および産後42日未満まで）」とは異なることに注意

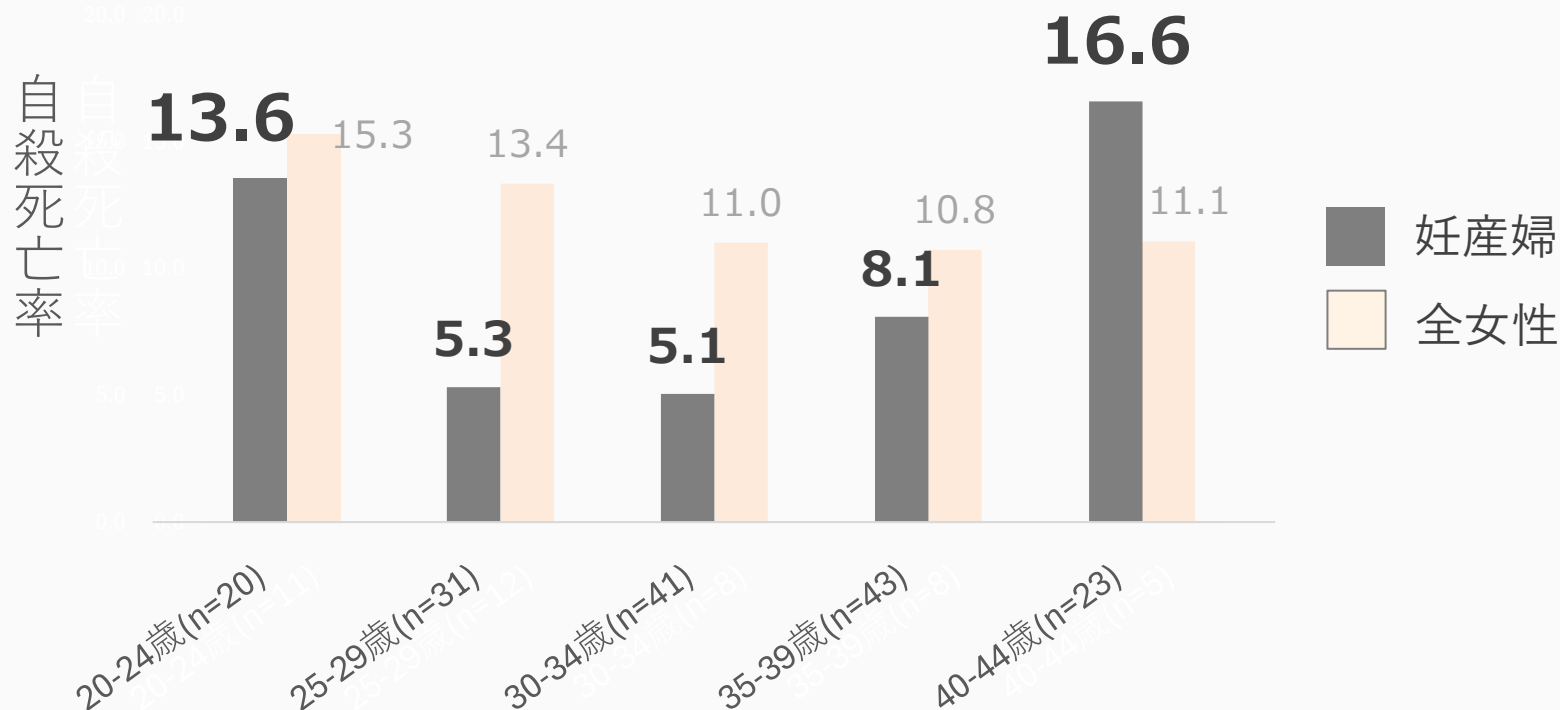
令和4年～令和6年
(2022年～2024年)

妊娠中

+

産後1年以内

7.3 /10万出生



(警察庁 自殺統計、厚生労働省 人口動態統計よりJSCP作成)

※自殺者数の合計が3人以下であった年齢層は、グラフに掲載していない

※自殺死亡率の分母に用いた出生数は（2022年の出生数）+（2023年の出生数）×2 で算出した（2024年の年代別出生数「確定数」未公表のため）

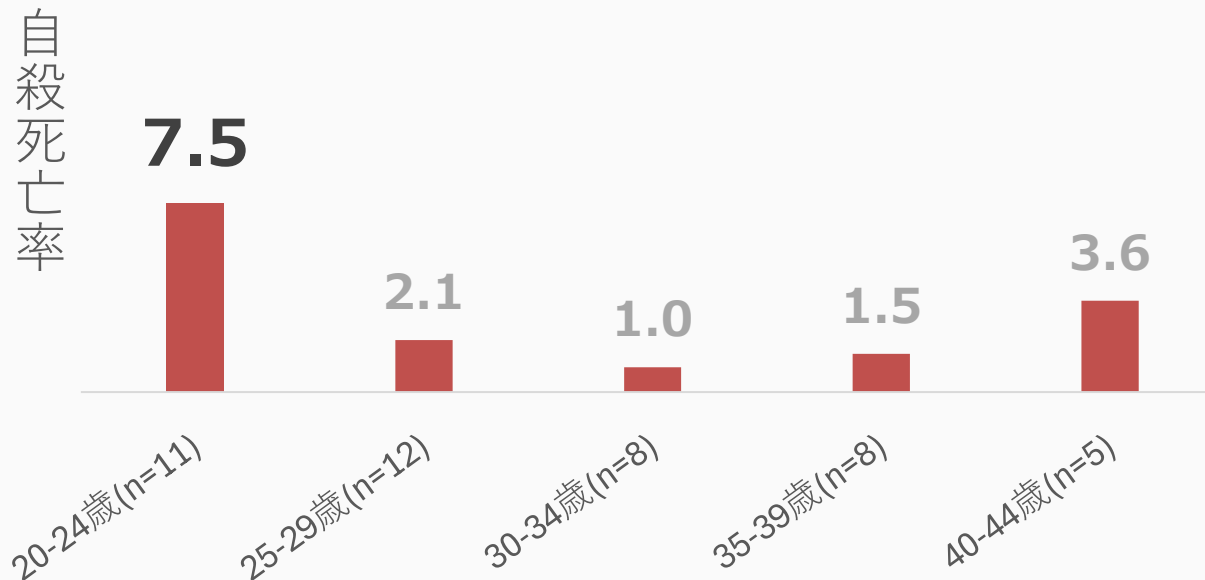
妊娠中の自殺死亡率

令和4年～令和6年
(2022年～2024年)

妊娠中

2.0 /10万出生

- 特に、20-24歳で妊娠中の自殺死亡率が高い傾向



(警察庁 自殺統計、厚生労働省 人口動態統計よりJSCP作成)

※自殺者数の合計が3人以下であった年齢層は、グラフに掲載していない

※自殺死亡率の分母に用いた出生数は(2022年の出生数)+(2023年の出生数)×2で算出した(2024年の年代別出生数「確定数」未公表のため)

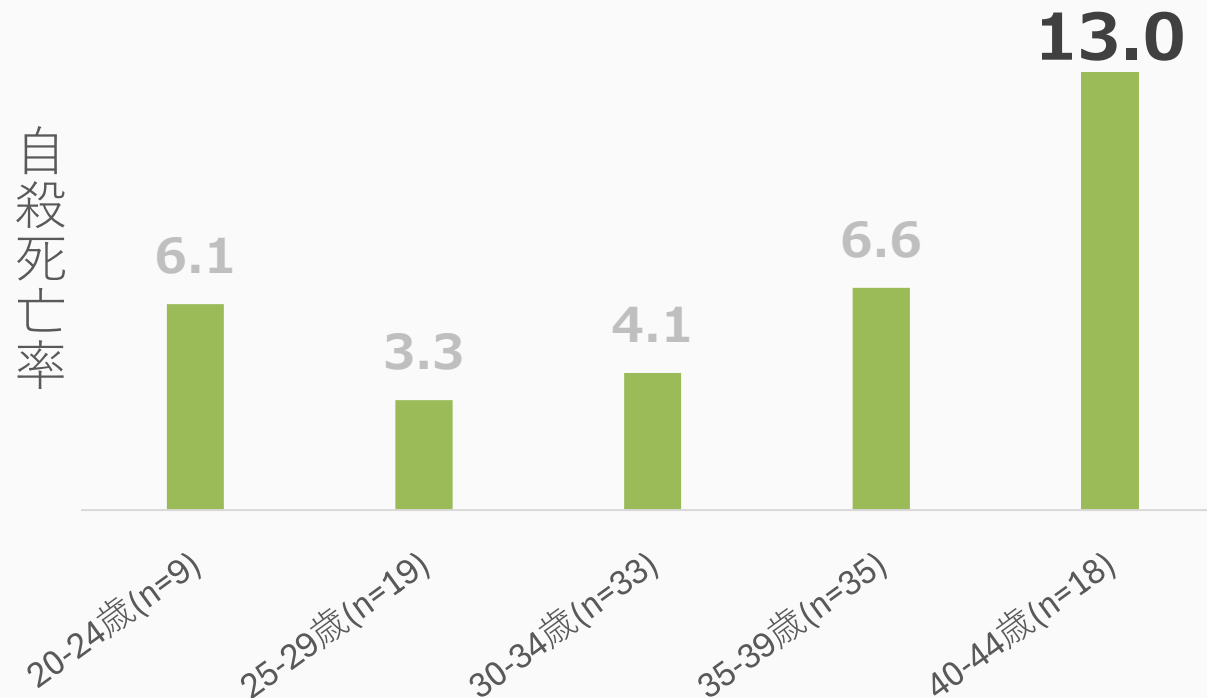
産後の自殺死亡率

令和4年～令和6年
(2022年～2024年)

産後1年以内

5.3 /10万出生

- 特に、**40-44歳**で産後の自殺死亡率が高い傾向



(警察庁 自殺統計、厚生労働省 人口動態統計よりJSCP作成)

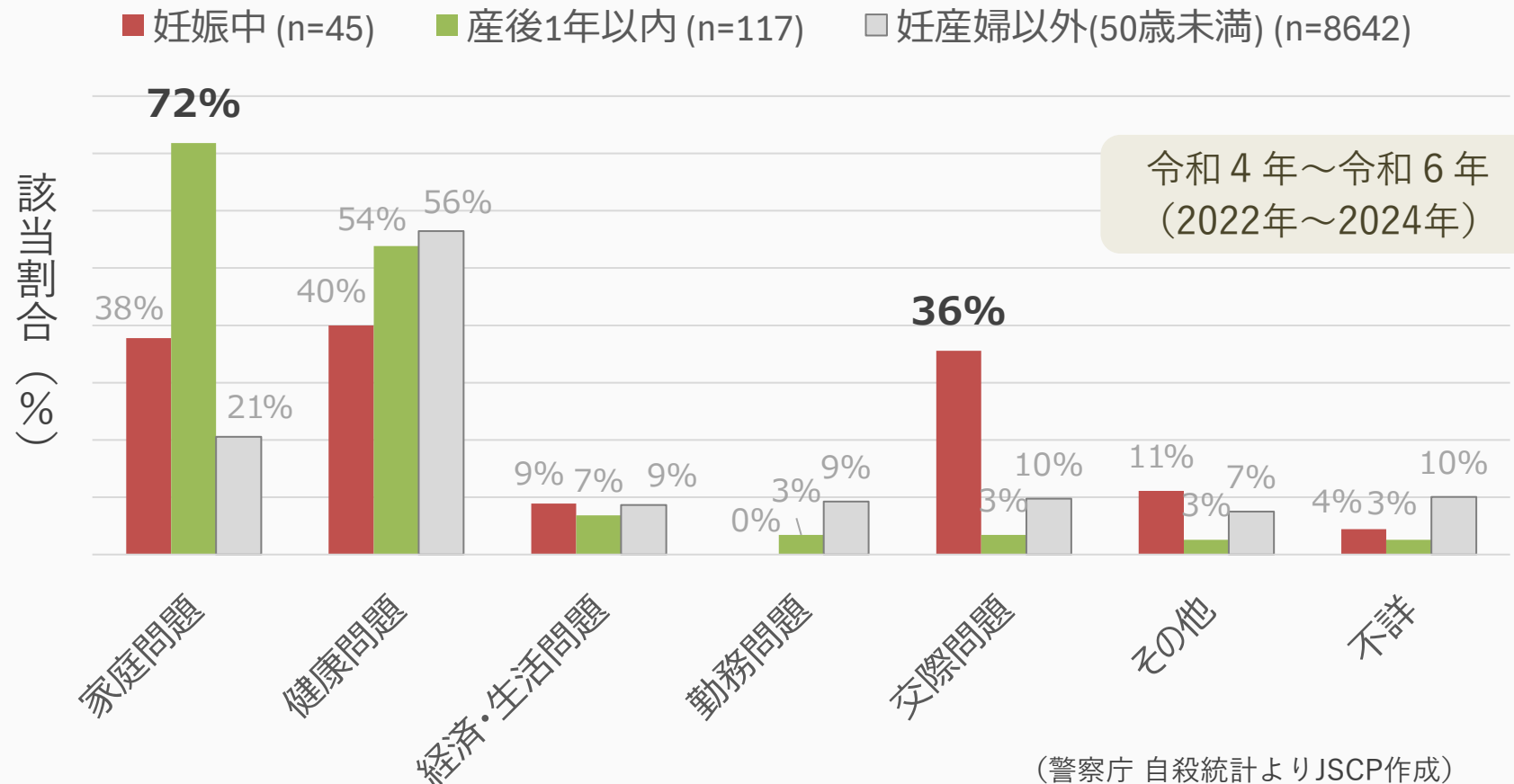
※自殺者数の合計が3人以下であった年齢層は、グラフに掲載していない

※自殺死亡率の分母に用いた出生数は(2022年の出生数) + (2023年の出生数) × 2 で算出した(2024年の年代別出生数「確定数」未公表のため)

妊産婦の自殺の危機に気づくために ＜自殺の背景にあるもの＞

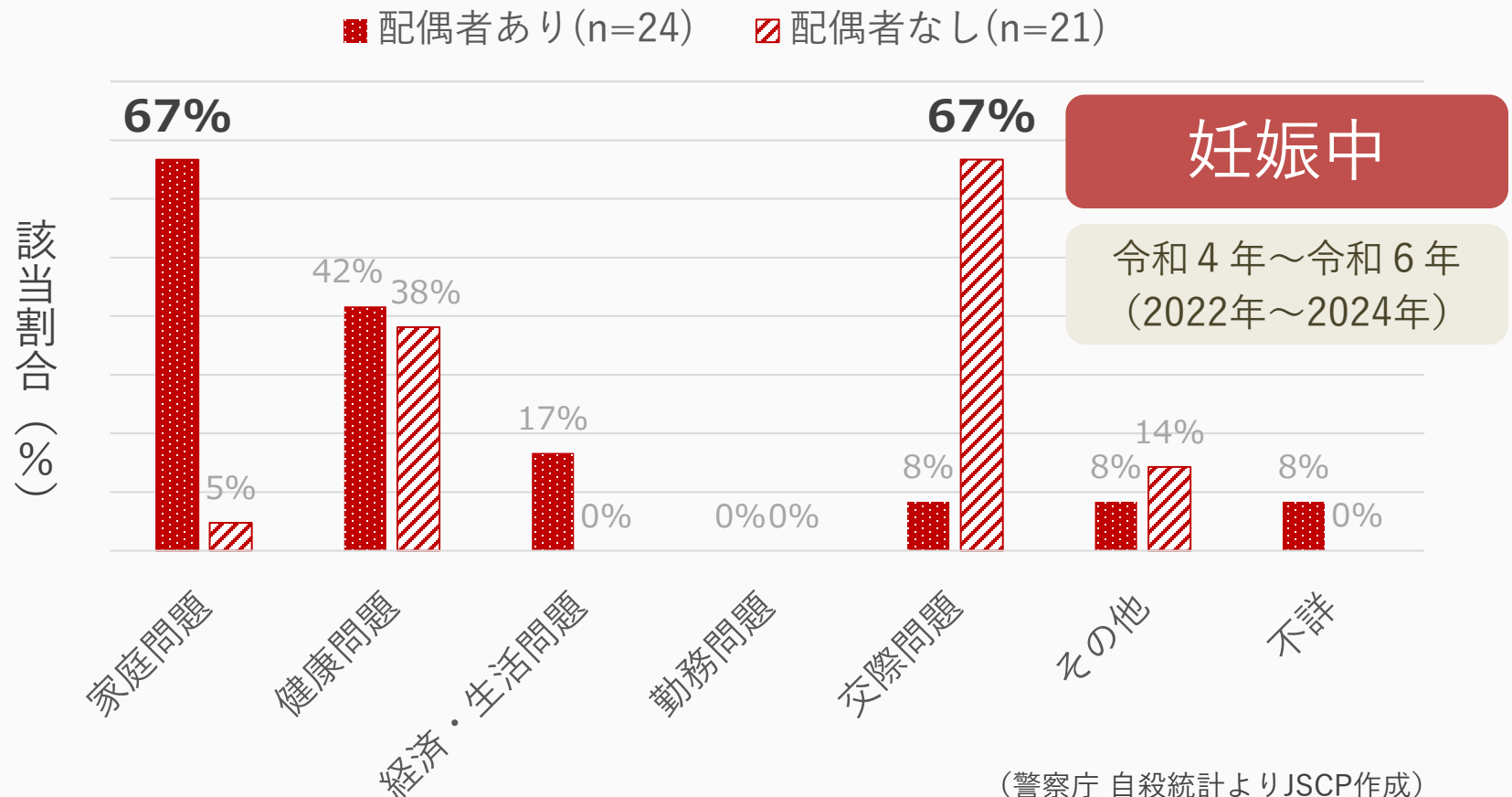
自殺の原因・動機

- 全体的な傾向として、妊産婦以外と比較して、
妊娠中では**交際問題**が多く、産後1年以内では**家庭問題**が多かった



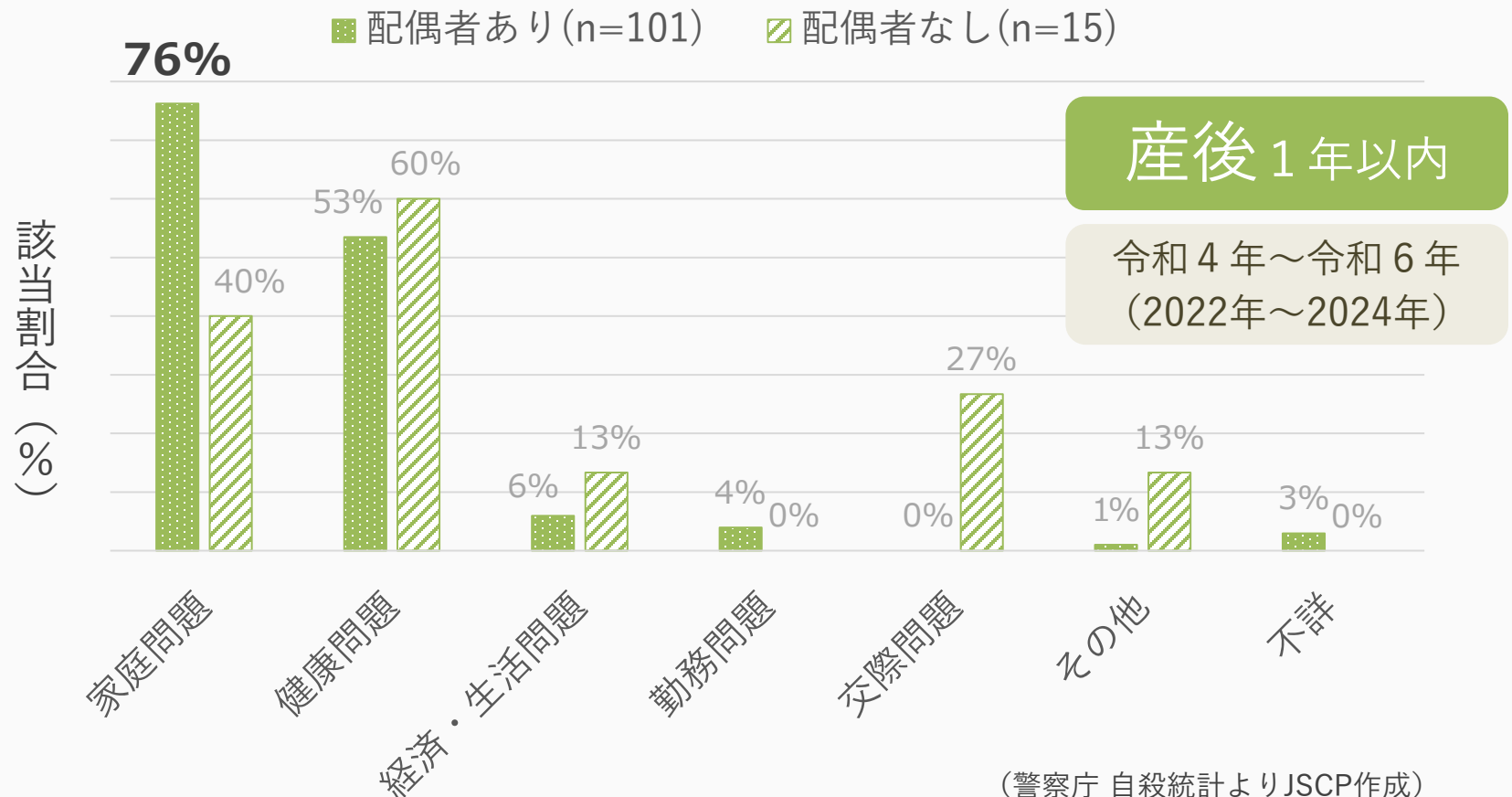
妊娠中の自殺の原因・動機（配偶者別）

- 「配偶者あり」では、家庭問題の該当割合が多かった
- 「配偶者なし」では、交際問題の該当割合が多かった



産後の自殺の原因・動機（配偶者別）

- 産後1年以内の自殺者の87%は「配偶者あり」であった
- 「配偶者あり」では、家庭問題の該当割合が多かった



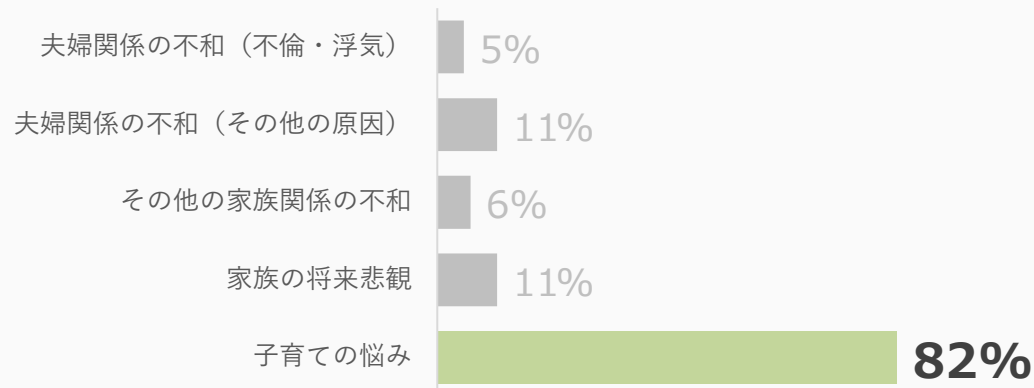
※「原因・動機」は1人につき複数計上可能としているため、各該当割合の和は100%を超える
※配偶者の有無が不明の者は除外した

産後の自殺の原因・動機の詳細

令和4年～令和6年
(2022年～2024年)

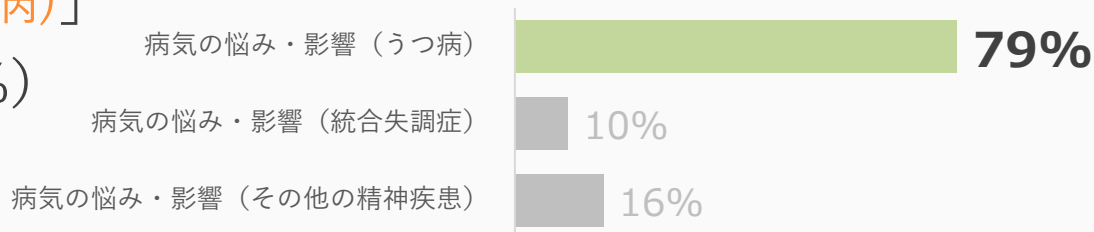
- 家庭問題の中では、
「子育ての悩み」
がもっとも多かった (82%)

家庭問題 (n=84)



- 健康問題の中では、
「病気の悩み・影響 (うつ病)」
がもっとも多かった (79%)

健康問題 (n=63)



(警察庁 自殺統計よりJSCP作成)

まとめ

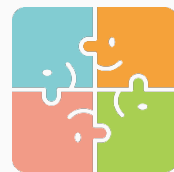
年代別の特徴

- 2022年～2024年の3年間で、**162人**の妊産婦が自殺により亡くなっていた
- 妊産婦（妊娠中＋産後1年以内）の自殺死亡率は**7.3/10万出生**であり、最も高いのが**40-44歳**で、次いで高いのが**20-24歳**だった
- 自殺死亡率は、**妊娠中では20-24歳**が、**産後では40-44歳**が最も高かった

自殺の背景

- **妊娠中・産後**ともに、**配偶者がいる**場合には**家庭問題**が多かった
- **配偶者がいない**場合は、配偶者がいる場合と比較して**交際問題**が多く、特に**妊娠中**でその傾向が顕著であった

なお、以上の所見は、2022年～2024年の3年間のデータに基づくものである。継続的なデータの観察と、妊産婦の自殺対策の更なる推進が求められる。



いのち
支える